

令和 4 年度

阿倍野区在宅サービスセンター

レイアウト変更業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

令和 4 年 7 月

社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会

1 件名

阿倍野区在宅サービスセンターレイアウト変更業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

3 履行場所

阿倍野区在宅サービスセンター（大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8）

4 目的

阿倍野区在宅サービスセンター機能再編に伴うレイアウト変更について、来所者の利便性、ワークスタイル変革を踏まえた職員執務環境に加え、来所者・職員双方の満足度に配慮したレイアウト図、レイアウト計画、什器・備品計画、移転・運搬計画等の作成及びレイアウト変更にかかる関係事業者等間の総合調整等により、区社協業務の継続性を失することのない円滑かつ合理的なレイアウト変更を実施することを目的とする。

5 業務概要

- （1） 現況レイアウト図の作成
- （2） 変更後レイアウト計画の作成
- （3） 什器・備品計画の作成
- （4） 変更・物品運搬計画の作成
- （5） レイアウト変更業務

※詳細は別添「令和4年度阿倍野区在宅サービスセンターレイアウト変更業務委託仕様書」を参照

6 事業規模

3,000,000円～4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含まず）

7 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

8 参加資格

提案書を提出する事業者は、以下に掲げる参加資格要件をすべて満たす者としてします。

ア 1年以上の営業成績を有し、直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

- ウ 大阪市入札参加有資格者名簿において登録されていること。
- エ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- カ 2つ以上の法人等が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす法人同士の場合とし、かつ、次の要件も満たさなければならない。
- ※ウの要件については、代表者のみに適用する。
- (ア) 構成員は、共同体の代表者となる法人を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (エ) 単独で参加した法人は、共同体の構成員となることはできない。
- (オ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(2) 欠格事項

役員に次のいずれかに該当する者がいる場合は、参加することができません。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪市暴力団排除条例施行規則で定める者
- カ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- キ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する照会・要求等を申し入れた場合
- イ 提出期限までに必要な応募書類すべてが提出されなかった場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- エ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他、不正行為があった場合

9 手続き日程

	日 程
現場説明会参加申し込み	令和4年8月2日（火）まで
現場説明会	令和4年8月4日（木）、5日（金）
参加意向申出書提出	令和4年8月8日～8月19日【必着】
参加意向確認結果通知書送付	令和4年8月23日（火）
質問受付期間	令和4年8月23日（火）～9月2日（金）
質問回答送付	令和4年9月6日（火）
企画提案書等の提出期間	令和4年8月24日（水）～9月9日（金）
企画提案審査委員会	令和4年9月16日（金）
審査結果通知	令和4年9月20日（火）

10 書類の提出・申し込み・問い合わせ先

部署・担当者名	阿倍野区社会福祉協議会 総務担当（西口・三橋・伊藤）
所在地	〒545-0037 大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8
電話番号	06-6628-1212
電子メール	ito@abenokushakyo.jp
受付時間	午前9時～午後5時半（閉館日および正午～午後1時を除く）

11 現場説明会

ご応募いただくにあたり、現場説明会を開催します。

日 時	令和4年8月4日（木）、5日（金）の2日間のうち、1時間程度
参加方法	令和4年8月2日（火）までに、上記10の連絡先に電話にて申込
参加人数	1社につき2人まで
時間の連絡	申し込みをいただいた際に、日時をお伝えします。

12 応募手続き

（1）応募書類の配布

応募書類は、令和4年8月1日～8月19日に本会ホームページからダウンロードできます。

必要書類	参加申請書（様式2・3）
提出方法	郵送または持参
提出期間	令和4年8月8日～8月19日【※当日必着】

（２） 提案資格確認結果通知の交付

「参加申請書（様式２・３）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和４年８月２３日に電子メールで「提案資格確認結果通知書」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から７日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

（３） 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和４年８月２３日（火）～９月２日（金）までに電子メールで送付してください（様式１）。回答は令和４年９月６日（火）に電子メールで提案予定事業者全員に送付します。

（４） 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	① 企画提案書：（５）に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ② 見積内訳書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③ 会社概要書：名称、所在地、資本金、主な業務内容、社員数などを記載（パンフレット可） ④ 誓約書：様式４
提出部数	各１０部（②、③は原本１部）
提出方法	郵送または持参
提出期間	令和４年８月２４日（水）～９月９日（金）【必着】

（５） 企画提案書記載事項必須項目

以下の項目を必ず企画提案書の内容に記載してください。

業務目的	仕様書「１ 目的」の趣旨を踏まえ、本業務委託において目指す方針、達成する成果の見込みを記載すること
実施手法	仕様書に定める業務の具体的な手法について記載すること
イメージ図１	１階更衣室に新設する洗面兼流し台スペースのイメージが分かるものを作成してください
イメージ図２	１階西側倉庫スペースの活用方法についてご提案ください。
スケジュール	仕様書に定める業務の概ねの実施スケジュールを記載すること
実績	本業務の実施体制及び実施担当者の業務経歴などを記載すること

13 企画提案審査委員会

(1) 開催概要 (予定)

日時	令和4年9月16日(金)※当日の開始時間等は後日お知らせします。
参集場所	阿倍野区社会福祉協議会(阿倍野区帝塚山1-3-8)
会場	阿倍野区社会福祉協議会(阿倍野区帝塚山1-3-8)
内容	説明(プレゼンテーション)15分以内、質疑応答10分 ※モニターは用意します。(パソコンはご持参ください) ※ <u>契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。</u> なお、出席者は3名以内とします。

(2) 評価基準

1 企画力	55
(1) 機能再編後の本会の方向性や、本会の現況を理解した企画提案となっている。	10
(2) 変更後レイアウト計画や什器・備品計画の作成に関し、来所者の利便性、ワークスタイル変革を踏まえた職員執務環境、来所者・職員双方の満足度を高める提案となっている。	10
(3) 変更・物品運搬計画の作成に関し、業務を継続しながら円滑な移転や経済性、スケジュール、労力などの観点を踏まえた最適な変更・物品運搬に資する提案となっている。	10
(4) レイアウト変更監理業務に関し、円滑なレイアウト変更の調整・実施を見込める提案となっている。	15
(5) 提案内容に独自の工夫がある	10
2 技術力、専門性、積極性	30
(1) 資料作成技術、説明能力の高さ、積極性が認められるプレゼンテーションである	15
(2) 類似業務実績から本業務の履行に関する技術力や専門性が認められる	10
(3) 仕様書に記述されている水準以上の上積みがある。	5
3 費用対効果	15
(1) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	15

(3) 審査方法

(ア) 予め提出された提案書により提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて本業務の提案書の審査を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。審査は非公開とし、審査内容についての質問や疑義は受け付けま

せん。

- (イ)プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書を使用し、企画提案内容について口頭で説明をお願いします。
- (ウ)参加者が1者の場合は、会議にてそのものの受注事業者としての適格性等を審査し、受注予定者を決定します。
- (エ)プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。
- (オ)審査を経て決定した受注予定者と契約を締結することができない事情が生じた場合は、審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であったものから順に契約交渉を行います。
- (カ)合計点が同点の場合は、「企画力」の得点が高い者を選定し、「企画力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定します。
- (キ)審査経過及び選定に対する個別の問い合わせには応じません。
- (ク)各提出物等の提出が期限に遅れた場合、または審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とすることがあります。

14 結果通知

審査結果は、令和4年9月20日（火）に電子メールで「結果通知書」を送付します。

15 その他

- (1) 書類作成及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (3) 契約書の作成は必要とします。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式5）を提出してください。
- (5) 提出書類の著作権は、提出者に帰属します。ただし、本会が本プロポーザルの審査等で必要と判断した場合は、提案書等及びプレゼンテーション用資料の複製及び内容が無償で使用できるものとします。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とします。また、提出された提案書が、下記のいずれかに該当する場合は、原則その提案書を無効とします。
 - ① 提案書の全部または一部が提出されていない場合
 - ② 本要項に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ その他未提出または不備がある場合
- (7) 次のいずれかに該当するときは、失格となる場合があります。
 - ① 本要項に定める事項に違反したとき
 - ② 審査結果に影響を与える工作等、不正行為が認められたとき
 - ③ その他、本事業の遂行に不適当と認められたとき

- (8) 提出期限以降における提案書及び資料の差し替えや再提出は認めません。また、提案書に記載した担当予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、本会の了解を得てください。
- (9) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本募集要項及び提出された企画提案内容を踏まえ、本会と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしもすべて提案内容どおりに実施するものではないことを付記します。